

新穂地域づくり協議会 自治会活動保険の手引き



【保険の加入について】

この保険は、新穂地域の住民が安心して集落活動及び新穂地域づくり協議会活動に参加し、集落から地域づくり活動に参加の輪が広がるよう、集落活動中及び協議会活動中に起きた事故や、発生した損害に対応する補償制度を市内他地域に先行して設けるものです。

保険の掛け金は、新穂地域の皆さまからいただいた会費と佐渡市の補助金で支払っています。

新穂地域づくり協議会

平成 29 年 6 月作成

～ 加入と掛金について ～

【保険の加入】

この保険は、新穂地域づくり協議会が代表となって保険会社と契約しており、集落活動中や協議会活動中に起きた事故などの補償を受けられるものです。

各集落において、保険加入の手続きは必要ありません。

対象となるのは、各集落の住民とその家族です。

※対象となる活動は、日本国内において行う活動・行事に限られます。

【保険料】

この保険の掛け金230,650円（新穂地区1,684世帯分）は、新穂地域づくり協議会への皆さまからの会費と、佐渡市の補助金で支払っています。

【保険期間】

1年間（平成29年6月1日から平成30年6月1日）

新穂地域づくり協議会自治会活動保険の内容

◆ 保険の種類

1 賠償責任担保条項

→ 集落等[※]及び住民が第三者に対して賠償をするもの。

※集落等 : 集落及び新穂地域づくり協議会
※集落活動等 : 集落活動及び新穂地域づくり協議会活動

2 傷害見舞費用担保条項

→ 住民の親族のうち新穂地域の住民でない方や、集落等が集落活動等[※]への参加を依頼した方が、集落活動等で負傷など傷害を負った場合に支払われるもの。

3 傷害担保条項

→ 住民が負傷など傷害を負った場合に支払われるもの。

4 費用損害担保条項

→ 降水や降雪等により屋外での集落活動等が中止または延期となり費用損害が発生した場合に支払われるもの。

◆ 補償内容

1 賠償責任担保条項 (集落及び住民が対象)

集落等及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- イ) 集落等が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ロ) 集落等が行う集落活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ハ) 集落等の住民が、集落活動等に従事している間、または、集落行事に参加している間に生じた事故。

(例)

- ・ 集会所、テント、盆踊りのやぐら等が倒れて観客にケガをさせた
- ・ 集落活動等中に第三者にケガをさせた 等

(1) 賠償保険金 … 3, 000万円 (最高補償額)

2 傷害見舞費用担保条項 (集落等が対象)

住民の親族のうち新穂地域の住民でない方、または集落等が集落活動等への参加を依頼した方が、「集落活動等に従事中または参加中」に急激かつ偶然な外来事故によりケガをして次の状態となった場合、その傷害に対して集落等が慣習として支払う見舞金・

弔慰金を補償します。

- イ) ケガを負った日からその日を含めて180日以内に、死亡したり後遺障害が生じた場合
- ロ) 8日以上入院した場合

(1) 傷害見舞費用 … 10万円 (最高補償額)

項目		支払限度額
死亡した場合		10万円
後遺障害が生じた場合		4,000円~10万円
入院した場合	31日以上	2万円
	15日以上30日以内	1万円
	8日以上14日以内	5,000円

3 傷害担保条項 (住民が対象)

住民が「集落活動等に從事中または参加中」に急激かつ偶然な外来事故によって死亡またはケガをした場合に保険金(死亡・後遺障害、入院または通院)を支払います。

(例)

- ・市からの文書や回覧板の配布中に転倒
- ・運動会の競技中に負傷
- ・集落活動の道普請で草刈りをしていてケガをした 等



- (1) 死亡保険金 … 事故の日から、180日以内にそのケガがもとで死亡した時、保険金を支払います。

<補償額> **300万円**

- (2) 後遺障害保険金 … 事故の日から、180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、その程度に応じて保険金を支払います。

<補償額> **9万 ~ 300万円**

- (3) 入院保険金 … 事故の日から、180日以内にそのケガによる入院(入院に準じた状態を含みます)の日数1日に対して入院保険日額を支払います。

<入院保険金日額> **2,000円**

- (4) 通院保険金 … 事故の日から、180日以内にそのケガによる通院(往診を含みます)の日数1日に対して、90日を限度として通院保険日額を支払います。

ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院については対象になりません。

<通院保険金日額> 1, 000円

4 費用損害担保条項（集落が対象）

集落活動等の開催地で降水や降雪によって、屋外での集落活動等が中止または延期となったために被る費用損害を補償します。

（例）

- ・ 仕出し弁当等の代金、交通費、宿泊費のキャンセル料
- ・ 会場等（運動場、屋台、テント等）の使用料
- ・ やぐら等の仮施設工事費
- ・ 印刷済みのポスター、案内状等の印刷費

<補償額> 50万円（支払限度額）

※ただし、支払額は損害の額の70%か支払限度額のどちらか低い方の額となります。
また、新穂地域内で複数の支払い案件が発生した場合は、地域全体の支払額が一年間に50万円を超えないよう按分されます。

◆補償されない損害（抜粋）

1. 賠償責任担保条項

故意、戦争、変乱、暴動、自然災害（地震、噴火、洪水、津波等）、自動車・自転車・航空機等の所有・使用・管理に起因する事故、行事終了後のその活動の結果に起因する事故

2. 傷害見舞費用担保条項

故意もしくは重大な過失、戦争、変乱、暴動、自然災害（地震、噴火、洪水、津波等）

3. 傷害担保条項

故意、自殺行為、無免許・酒気帯び・薬物による自動車等の事故、脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、自然災害（地震、噴火、洪水、津波等）、山岳登山やハングライダーなどの危険な運動等

4 費用損害担保条項

故意もしくは重大な過失、自然災害（地震、噴火、洪水、津波等）

◆ 保険の内容

1. 集落活動とは

- ① 集落活動・行事とは、その活動・行事の企画・立案を集落が行うか、または企画・立案に集落が参画していることが必要です。
- ② 企画・立案とは、その活動・行事の日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等の具体的な取り決めをいいます。
- ③ いずれの場合もその活動・行事の実施・参加について、集落の役員会や総会で決議され、その内容が行事予定表（計画表）または議事録により客観的に確認されるものに限りません。
- ④ 複数の集落が共同で行う活動・行事も、前述の①～③の要件に合致していれば対象になります。
- ⑤ 自治体が行う活動、行事に集落が参加した場合や自治体の依頼を受けて、集落が行う活動、行事も対象になります。
- ⑥ 協賛・後援など名目だけのかかわりをもつ事業における事故の場合は対象外です。

⇒ 具体的な事業・行事

- ① 総会・役員会等の会議や研修会
- ② 運動会、レクリエーション、親睦活動
- ③ 集落内清掃、資源回収、市等の配布物・回覧板の配布など

2. 対象となる「住民」とは

- ① 集落に入っていること。
- ② 集落の所在する地域に生活の本拠を有すること。
- ③ 自然人であること
法人の代表者および従業員は、集落の所在する地域に生活の本拠を有する場合は、「住民」として取り扱われます。

3. 「集落活動等に従事している間または集落行事に参加している

間」とは

集落活動等に従事または集落行事に参加の目的（集落行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの間で、かつ、集落等の管理下（集落等の指揮・監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

◆自治会活動保険Q & A◆

Q 1 集落内の組織の中に、分館、子ども会、老人会があり、ここで行う行事について保険の対象になりますか

答： 分館、子ども会、老人会（老人クラブ）などの活動が保険の対象になるのは、以下の①、②の要件をいずれも満たした場合です。

- ① 集落として、運営費・活動費の支出を行っている場合
- ② 分館・子ども会・老人会・同好会などが集落内で、集落住民で組織されており、それらの活動を集落が「集落活動」と認識していること。

Q 2 集落行事のための準備や練習は対象となりますか

答： (1) 準備：当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。

(2) 練習：スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合は、その行事のための練習なのか判別できないため対象外です。しかし、集落役員や当該行事の責任者の立会いのもとに行われている場合は対象となります。

(3) あとかたづけ・慰労会：行事のあとかたづけは対象となります。行事の後慰労会を行う場合は、当該経費を集落として予算化している場合に限り、対象となります。

Q 3 行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか

答： 行事途中での休憩は対象となります。（休憩時間中、当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます。）

また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象となりません。（会場と住居との往復途上は、「通常の経常の経路」であれば対象となります。）

Q 4 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取扱いはどうなりますか

答： 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。（国内旅行に限る。）

Q 5 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

答： その活動があらかじめ集落で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画に記載されていることが必要です。

◆ 事故発生後の報告

1. 事故が発生したら、直ちに以下の内容を事務局に報告してください。

- ① 事故の発生日時
- ② 事故の発生場所
- ③ 事故の状況
- ④ 傷害または損害の程度

★傷害事故の場合 … 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先

★損害事故の場合 … 被害者（所有者）の氏名・住所・電話・修理先 など

2. その後の手続き ～ 保険の支払いまで

事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険請求の手続きを行います。
必要書類は、事務局からご本人あるいは集落長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振り込まれます。

詳しい内容は、新穂地域づくり協議会事務局までお問い合わせください。

【事務局】

〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋490番地

新穂行政サービスセンター内

電話 0259-22-3111

FAX 0259-24-6010